

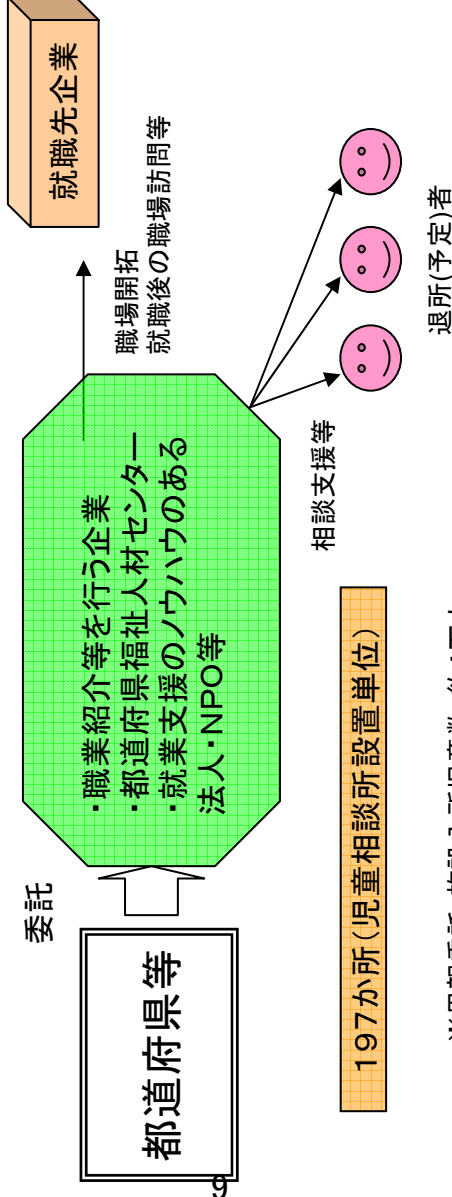
3 (2) 社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援



197か所(児童相談所設置単位)

※里親委託・施設入所児童数:約4万人

環境改善

○ 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
○ 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設:児童養護施設等

○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○ 施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修:各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修:都道府県単位に研修調整機関を設け、

・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修

・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

4 特定不妊治療の支援について

予算額：24億円

給付事業

昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

<現状>

1回当たり

20万円

※自己負担

公費10万円
(国5万円、県市5万円)

30万円(平均的な治療費)

<拡充後>

1回当たり

15万円

※自己負担

公費5万円
(国2.5万円、県市2.5万円)

公費10万円
(国5万円、県市5万円)

年間10万円の引き上げ(年2回まで給付可能)

公費拡充分

既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)

普及啓発事業

女性が不妊になる要因は、卵管閉塞、子宮内膜症、子宮頸ガンなど様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深める。



(※1) 特定不妊治療費助成事業

○1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給

○所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)

○実施主体…都道府県、指定都市、中核市

(※2) 子ども家庭総合研究事業

○不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定